鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定に基づき、同項に規定する保有個人情報を定めたので、鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則(令和5年鳥取県規則第6号)第7条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月21日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長 高橋 紀子

個人情報ファイ	個人情報の項目	開示の実施の	開示請求を行うこ	開示請求を行うこ
ルの名称等		方法	とができる期間	とができる場所
職員採用試験	第1次試験の試	閲覧	第1次試験の不合	総務部総務室
	験区分ごとの得		格者にあっては第	
	点及び合計得点		1 次試験の試験結	
	並びに第1次試		果の通知日から、	
	験における順位		第1次試験の合格	
			者にあっては最終	
			試験結果の通知日	
			から1月間	
	第2次試験の試	II	最終試験結果の通	
	験区分ごとの得		知日から1月間	
	点			
	第1次試験の合	IJ	JJ	
	計得点と第2次			
	試験の合計得点			
	との総合合計得			
	点及び最終順位			
特別職非常勤職	試験の合否、総合	II.	合格発表日から1	当該試験を実施し
員採用試験、会計	得点、順位及び試		月間。ただし、第1	た部(室)又は研究
年度任用職員採	験区分ごとの得		次試験及び第2次	所
用試験及び臨時	点(不合格者にあ		試験がある場合	
的任用職員採用	っては試験区分		は、第1次試験の	
試験	ごとの判定結果		不合格者にあって	
	がある場合は、当		は第1次試験の試	
	該判定を含む。)		験結果の通知日か	
			ら、第1次試験の	
			合格者にあっては	
			最終試験結果の通	
			知日から1月間	

なお、職員採用試験等の試験区分ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験区分ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ100点満点に換算した得点によるものとする。